

なでしこ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部 静岡県済生会
代 表 者 氏 名	支部長 石山 純三
所 在 地	静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号
電 話 番 号	054-280-5026
法 人 設 立 年 月 日	明治44年5月30日
定款の目的に定めた事業	病院、保育所等

2 事業の目的、運営方針

事 業 の 目 的	・心身の健やかな育成を目的とした保育を提供する
運 営 方 針	① 保護者や地域から信頼される、安心・安全で充実した保育（養護・教育）を提供する。 ② 働きながらの子育てを積極的にサポートする。 ③ ひとりひとりの成長を見守り、ていねいで愛情あふれる保育を提供する。 ④ さまざまな遊び体験を大切にし、心と身体の発達を促す。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	なでしこ保育園
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
施 設 の 所 在 地	静岡市駿河区小鹿一丁目51番30号
連 絡 先	電話番号 054-283-2200 F A X 054-266-6771
管 理 者	園長 杉原 孝幸
利 用 定 員	満3歳以上の児童【2号認定】 45人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号認定】 44人 満1歳未満の児童【3号認定】 21人
職 員 数	35人
嘱 託 医	静岡済生会総合病院 TEL 054-285-6171 小児科医師：福岡 哲哉 歯科医師：藤塚 秀樹

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	夜間保育	午後3時30分から翌日の延長保育前までの範囲内で保育を必要とする時間 ※但し、月曜日と木曜日のみとする

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,896.26 m ²	
建物	構造	木造1階建	
	延床面積	786.06 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室（0歳児）	1室	55.96 m ²
	保育室（0・1歳児）	1室	56.85 m ²
	保育室（1歳児）	1室	57.96 m ²
	保育室（2歳児）	1室	43.06 m ²
	保育室（3・4歳児）	1室	43.06 m ²
	保育室（5歳児）	1室	39.75 m ²
	病児・病後児室	1室	48.85 m ²

本園では「静岡県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡県条例第108号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人		人	
副園長	1人	保育士・幼稚園教諭	人	

主任保育士	1人	保育士		
副主任保育士	2人	保育士・幼稚園教諭	人	
保育士	14人	保育士・幼稚園教諭	10人	保育士・幼稚園教諭
看護師	1人	看護師	人	
栄養士	1人	栄養士	人	
調理員	3人		人	
事務員	1人		人	
保育助手	人		2人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

乳 児		幼 児	
7:00～	順次登園・自由あそび	7:00～	順次登園・自由あそび
9:00～	おやつ	9:30～	主題保育
10:00～	散歩・あそび		
11:15～	給食	11:30～	給食
12:00～	午睡	13:00～	午睡・休憩
15:00～	おやつ	15:00～	おやつ
～19:00	順次降園	～19:00	順次降園

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、「けんこうのきろく」に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、「けんこうのきろく」に記載します。

- (5) その他
子育て支援事業の実施。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

保育を利用した支給認定保護者は、本園に対し、その支給認定を受けた市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項 目	対 象 年 齢	金 額	
主 食 費	3・4・5 歳児	月額	6 1 0 円
副 食 費	3・4・5 歳児	月額	4 9 4 0 円
道 具 代	1・2 歳児	年額	9 0 0 円程度
	3・4・5 歳児	年額	7 8 0 0 円程度
被 服 費	2・3・4・5 歳児	年額	6 8 0 0 円程度

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対 象	時 間	料 金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分まで	日額200円
	午後4時30分から午後6時30分まで	日額200円
	午後6時30分から午後7時まで	日額300円
保育標準時間認定	午前7時から午前7時30分まで	日額200円
	午後6時30分から午後7時まで	日額500円

(4) 夜間保育料 ※利用対象により料金が異なる

1, 500円（一泊）又は3, 000円（一泊）

※ その他、保護者会より保護者会費として月額300円（全園児対象）の徴収があります。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 地域枠の園児については、園児が満3歳を迎えた年度が終了したとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るな

ど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険等の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	保育所賠償責任保険
保険の内容	1名につき 5000万円（身体賠償） 1事故につき 5億円（身体賠償） 1事故につき 500万円（財物賠償）

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	1名につき 100万円（死亡・後遺障害） 1名につき 1500円（入院） 1名につき 1000円（通院）

12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：駿河消防署 届出日：令和元年10月 防火管理者：副主任 田嶋 華江
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	副園長 望月 美穂
-------------	-----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

静岡県済生会のホームページ「ご利用者からの苦情受付について」をご覧ください。

<http://www.siz-saiseikai.jp/complaint>